

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

被害応急調査は作物統計調査の被害調査の中の被害応急調査として実施し、農作物に重大な被害が発生した場合に、地方交付税のうち特別交付税の算定、天災融資法等の適用、その他災害対策の企画・立案、実施等の資料とすることを目的としている。

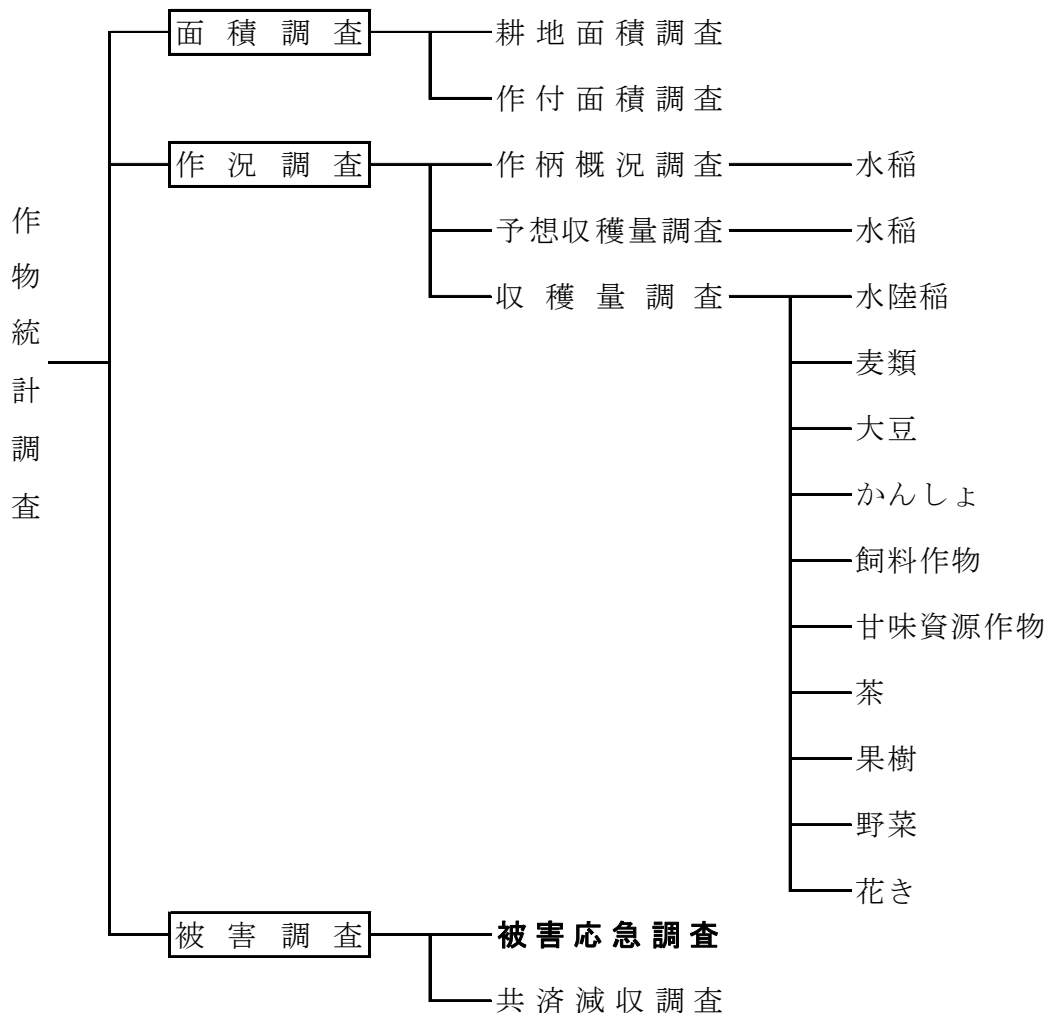
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）第9条第1項に基づく基幹統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

(4) 調査の体系



- (5) 調査の対象
農作物に被害が発生又はその可能性があると考えられる区域内にある作物及びその栽培の用に供される土地とし、対象作物は全農作物である。
- (6) 調査期日
農作物に重大な被害が発生した時
- (7) 調査事項
災害等を受けた全農作物の災害種類別の作付面積及び被害量
- (8) 調査方法
調査対象に対する職員の巡回・見積り等による。なお、甚大な被害、長期に及ぶ被害など特異な場合は、被害見積り基準とするため、典型的な被害ほ場を被害応急調査筆として調査し、被害面積及び被害量を見積ることとしている。
- (9) 統計値の計上方法及び集計方法
災害種類毎に、被害のあった都道府県について作物及び品目別に計上した。
- (10) 目標精度
本調査は標本調査ではないため、目標精度は設定していない。

2 用語の解説及び約束

- (1) 調査の単位
原則としてほ場ごととした。
- (2) 損傷
気象的、生物的、その他何らかの原因が作用したために生じた作物体の異常な状態をいう。
作物体の異常な状態とは、直接的な損傷として、例えば風水害による「倒伏」、病原菌等による「病斑」、害虫による「食害」など、間接的な損傷として、異常低温等の生理的障害による茎数の減少、粒数の減少などがある。
- (3) 基準収量
被害調査の基準とする収量で、農作物にある被害が発生したとき、その被害が発生しなかったと仮定した場合に収穫されると見込まれる収量をいう。
- (4) 被害
ほ場において栽培を開始してから収納されるまでの間に、風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、病虫害及びその他異常の事象又は不慮の事故（以下「災害等」という。）によって農作物に損傷を生じ、基準収量より減収した状態をいう。したがって、損傷があっても減収が認められないものはこれを被害とみなさない。
なお、低温、乾燥、積雪等による生育遅延、日照不足等の状況が異常となり、現在直接的な損傷は認められなくとも、後日、生育が進むにつれて茎数、穂数などの収量構成要素が、このような異常環境がなかった場合と比べて減収すると予想される場合には被害とした。
- (5) 被害面積
農作物に損傷を生じ、基準収量からの減収があった面積をいう。
- (6) 被害量
農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、基準収量より減収した量をいう。

なお、被害量の単位は、切り花及び種苗・苗木類は千本、球根は千球、鉢ものの類は千鉢、切り葉については千枚、それ以外の作物はtである。

(7) 被害見込金額

被害見込金額は、被害量に各農作物の単価を乗じて算出した。各農作物の単価の算出については、都道府県ごとに以下のとおり行っている。

ア 水稻

$$\text{当年産の農作物単価} = \frac{(B+C+D) \div 3}{(A+B+C) \div 3} \times \text{生産農業所得統計の推計採用価格の最近5年間のうち上下を除く3か年平均}$$

各記号については以下のとおり。

A = 4年前の落札加重平均価格 B = 3年前の落札加重平均価格

C = 2年前の落札加重平均価格 D = 前年の落札加重平均価格

落札加重平均価格とは、(財) 全国米穀取引・価格形成センターにおける入札取引結果について、産地品種銘柄ごとの落札価格を落札数量により加重平均したものである。また、前年の入札価格(D)については、第1回から該当年の10月までの入札取引結果を対象とする。

なお、作況指数が94以下又は106以上の年次の落札加重平均価格については、上記算式から除外して算出する。

イ 小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦

$$\text{当年産の農作物単価} = \frac{\text{当年産の指標価格}}{\text{前年産の指標価格}} \times \text{生産農業所得統計の推計採用価格の最近5年間のうち上下を除く3か年平均}$$

指標価格とは、(社) 全国米麦改良協会における入札取引結果について、産地品種銘柄ごとの落札価格を落札数量により加重平均したものである。

ウ 大豆

$$\text{当年産の農作物単価} = \frac{(B+C+D) \div 3}{(A+B+C) \div 3} \times \text{生産農業所得統計の推計採用価格の最近5年間のうち上下を除く3か年平均}$$

各記号については以下のとおり。

A = 5年前の落札加重平均価格 B = 4年前の落札加重平均価格

C = 3年前の落札加重平均価格 D = 2年前の落札加重平均価格

落札加重平均価格とは、(財) 日本特産農産物協会における入札取引結果について、産地品種銘柄ごとの落札価格を落札数量により加重平均したものである。

なお、10a当たり平均収量対比が94%以下又は106%以上の年次の落札加重平均価格については、上記算式から除外して算出する。

エ 葉たばこ

$$\text{当年産の農作物単価} = \frac{\text{当年産の行政価格等}}{\text{前年産の行政価格等}} \times \text{生産農業所得統計の推計採用価格の最近5年間のうち上下を除く3か年平均}$$

オ その他の農作物

$$\text{当年産の農作物単価} = \text{生産農業所得統計の推計採用価格の最近5年間のうち上下を除く3か年平均 (果樹のうち隔年結果が顕著な作物については、算定年次に見込まれる結果状況と同様な年次の直近3か年平均とする。)}$$

(8) 関連病害

当該災害が誘因となって発生又はそれにより著しく増加した病害は、当該災害の関連病害として当該災害発生以降から調査時点までの分を当該災害による被害とした。

(9) 栽培開始期

ア 1 年生作物

(ア) 直まき栽培の場合

種まき作業が完了した時期を栽培開始期とした。したがって、発芽不良のため追いまきや再は種を行った場合は、前のものは対象とせず後のものをもって栽培の開始とした。

(イ) 移植をする作物の場合

は場に移植した時期をもって栽培開始期とした。したがって、苗代、苗床等の期間は調査の対象とはしていない。

イ 多年生作物（牧草等）

種まき又は移植した時期を第 1 年目の栽培開始期とし、第 2 年目以降は前年の収穫直後の時期をもって栽培開始期とした。

ウ 永年性作物（果樹、桑、茶等）

前年産の収穫直後の時期を、その年次の栽培開始期とした。ただし、果樹は結果樹のみを対象としたが、樹体損傷の調査の場合は未結果樹も含めて調査した。

また、調査は、被害発生年次のみを対象として行い、次年以降への影響は、基準収量の低下として取り扱うこととしている。

(10) 収納

農作物が収穫され、保存又は販売し得る状態にして収納舎等に入れられた状態をいう。

そのため、水陸稲、麦類の場合の刈取り後ほ場、稲架等で乾燥中のものや長雨等のため未乾燥のまま収納舎に入れた場合は、収納と見なさない。

(11) 果樹の品質低下

災害により果実が損傷を受け品質・規格が著しく低下することをいう。

なお、調査において品質低下は基本的に被害とせず、収量として計上し得るものは、たとえそれが品質の悪いものであっても収量とした。

(12) 果樹・桑・茶の樹体損傷

樹体の幹枝の折（切）損・裂傷、流失埋没、倒伏・根の切損、落葉等により樹体に損傷が30%以上発生したものをいう。

なお、被害見込金額には樹体損傷による樹体被害金額は含まれていない。

3 利用上の注意

(1) 統計表に掲載した全国農業地域の区分とその範囲は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(2) 統計数値の四捨五入について

統計表に掲載した被害面積、被害量等の統計数値は、各表示単位（ha、t 等）に基づき以下の基準により四捨五入を行ったので、都道府県別数値の積み上げ値と全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

原 数		7 桁以上 (100万以上)	6 桁	5 桁	4 桁	3 桁以下 (100以下)
四捨五入する桁（下から）		3 桁	2 桁		1 桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1, 234, 567	123, 456	12, 345	1, 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1, 235, 000	123, 500	12, 300	1, 230	123

(3) 災害のうち被害見込金額が10億円以上のものについて主要被害として掲載し、10億円未満の被害については〔参考〕被害情報として掲載した。

(4) 統計表の見方

ア 被害面積欄に示されている「30%以上」は、被害量が平年（平均）収量の30%以上あった面積をいう。

イ その他農作物は切り花及び種苗・苗木類、球根等である。

ウ 被害量の単位は、切り花及び種苗・苗木類は千本、球根は千球、鉢ものの類は千鉢、切り葉は千枚、それ以外は t である。

(5) 統計表に掲載した表中の記号は、次のとおりである。

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「－」：事実のないもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(6) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(7) 本書に掲載した北日本、東日本、西日本、沖縄・奄美、東北地方、東北北部、東北南部、北陸地方、関東甲信地方、東海地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州北部地方及び九州南部・奄美地方に所属する都道府県は以下に示したとおりである（気象庁資料による。）。

地 域 名	所 属 都 道 府 県 名
北日本	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東日本	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
西日本	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島(奄美地方を除く。)
沖縄・奄美	鹿児島(奄美地方)、沖縄
東北地方	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
東北北部	青森、岩手、秋田
東北南部	宮城、山形、福島
北陸地方	新潟、富山、石川、福井

関東甲信 地方	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海地方	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿地方	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国地方	鳥取、島根、岡山、広島
四国地方	徳島、香川、愛媛、高知
九州北部 地方	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
九州南部・ 奄美地方	宮崎、鹿児島

- (8) 台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように台風の「大きさ」及び「強さ」を表現した（気象庁資料による。）。

強さの階級分け

階 級	最 大 風 速
強 い	33m/s（64ノット）以上～44m/s（85ノット）未満
非常に強い	44m/s（85ノット）以上～54m/s（105ノット）未満
猛烈な	54m/s（105ノット）以上

大きさの階級分け

階 級	風速15m/s以上の半径
大型（大きい）	500km以上～800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

- (9) お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 解析班

代表：03-3502-8111 内線3683

直通：03-3502-5670